

生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は愛知県知多郡東浦町立東浦中学校生徒会という。

第2条 本会は学校並びに地域社会と協力して東浦中学校の発展をはかるとともに、自治の精神を高め、自ら進んで学校生活に参加し、よりよい学校にすることを目的とする。

第3条 本会は本校に在学する生徒を会員として、本校の教師は、顧問とする。

第4条 本会のすべての決議は、学校長、職員会に報告し、その承認を受けた後実施する。

第5条 本会の会員は平等に次の権利と義務をもつ。

学校の種々な行事、委員会、部活動、奉仕活動等に、積極的に参加する。

役員の選挙権、被選挙権を有する。

学級会、生徒総会に出席し、討議及びその議決に参加し、議決を守る。

第2章 組 織

第6条 本会は次の組織で運営される。

学級会 生徒総会 役員 生徒議会 委員会 部活動

① 学 級 会

第7条 本会の基礎は学級であり、会員はこれを通じて生徒議会、各種委員会、その他すべての会につながる。

第8条 学級は学級委員男女各1名、書記男女各1名、代議員男女各1名の役員をおく。

第9条 学級役員は、学級会運営の責任者である。

第10条 各種委員会の学級代表委員を必要な数だけおく。

第11条 学級役員及び委員の選出は、各学級会員の互選による。任期は半年間。ただし再選もよい。

第12条 学級会は、必ず毎月最低1回定例会を開き、学級役員が必要と認めたとき、あるいは学級会員の2分の1以上の要求があれば、臨時会を開くことができる。

② 生徒総会

第13条 総会は、全会員で構成され、この会の最高議決機関でもある。

第14条 総会は原則として、年2回開き、生徒会長、議員の3分の2以上、又は、全会員の3分の1以上いずれかの要求があったときは臨時に総会を開くことができ、全会員の3分の2以上の出席があれば成立する。

第15条 生徒総会では、次のことを行う。

議長の選出、解任 会務の報告 予算及び決算報告と承認

会則の改正 その他重要事項の報告と承認 生徒討論会、公開生徒議会等

第16条 総会の決議は全会員の3分の2以上の賛成が必要である。

③ 役 員

第17条 本会は次の役員をおく。

生徒会役員は、会長1名、副会長1名を含む6名で構成される。

第 18 条 会員の選挙(選挙規定は別に定める)により決定する。任期は前期が 4 月～東中祭(前期終了)まで、後期が東中祭後～3 月(後期終了)までとする。ただし、後期の被選挙権は、1, 2 年生とする。

第 19 条 役員の任務は次のとおりとする。

会長は、本会の責任者であって、係顧問の助言、指導のもとに会務を行う。また生徒総会の招集の責任をもつ。副会長は、会長を助け、会長が任務につけないときは、これにかわる。

④ 生徒議会

第 20 条 議会には正・副議長を置く。その選出は議員の互選による。

なお、議員の 1 人であるので、他の議員と同じ権利がある。

第 21 条 定例の議会は毎月 1 回開く。必要に応じて生徒会長が臨時議会を開くことができる。又議員の 3 分の 1 以上の要求があれば臨時議会を開かなければならない。

第 22 条 議会は、いろいろな行事、その他の立案、計画、運営の審議をする。

第 23 条 議会は議員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、決議は特別の場合を除いて出席議員の過半数で決め、可否同数のときは、議長が決める。

第 24 条 議案は委員及び議員から議長に提出される。

第 25 条 議会に特別の事項を審議するため特別委員会をおくことができる。特別委員会はその任務が終了したとき、又は議会の決定があったときに解散する。

第 26 条 議会は急を要する事項については生徒総会にかわって協議及び決議をすることができる。

第 27 条 議会は会則を施行するため細則を決めることができる。

⑤ 委員会

第 28 条 本会は「学校生活をよりよくするための自主的活動の場」とし、生徒・教師が知恵を出しあって、よりよい東中を築き上げることを目的とする。

第 29 条 委員会には委員長 1 名と必要な役員をおく。

第 30 条 各委員会の任期は通年又は半年とする。

第 31 条 本会の委員会の種類とその任務は会長が定め、毎年 4 月に会員に示す。

⑥ 部活動

第 32 条 会員は、文化、運動部に加入し部活動をすることができる。

第 3 章 会 計

第 33 条 経理については生徒会会計顧問が処理する。

第 34 条 本会が臨時費を徴収する場合は総会の承認を得なければならない。

第 4 章 顧 問

第 35 条 教師は顧問として生徒会の活動に参加することができる。ただし投票権はない。

第 36 条 生徒会顧問、各種委員会顧問、部活動顧問は学校長の任命による。

第 5 章 最高決定権

第 37 条 学校長は生徒会活動に関するすべてのことについて最高決定権をもつ。

第 6 章 改 正

第 38 条 本会則の改正は生徒議会の 3 分の 2 以上の賛成で生徒議会がこれを発議し総会に提出し、出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第 39 条 本会則の改正は学校長職員会の承認を得たときに成立しその日から施行する。

選 挙 規 則

第 1 章 選挙権及び被選挙権

- 第 1 条 生徒会会員は生徒会役員の選挙権及び被選挙権を有する。
- 第 2 条 選挙の日に欠席したもの及び出停中のものは選挙権を有しない。
- 第 3 条 選挙管理委員は被選挙権を有しない。

第 2 章 選挙管理委員会

- 第 4 条 選挙管理委員会は、各クラス代表 1 名によって組織され、選挙の一切の管理にあたる。
- 第 5 条 選挙管理委員は委員のうちから委員長を 1 名互選する。
- 第 6 条 委員会は委員長を代表としてその事務を総理する。

第 3 章 選 挙 日

- 第 7 条 選挙は選挙日の 10 日授業日以前に公示する。

第 4 章 投票及び投票所

- 第 8 条 選挙は無記名投票により行う。
- 第 9 条 投票は 1 人 1 票に限る。
- 第 10 条 選挙管理委員会は投票用紙を準備し選挙当日投票所で選挙人に交付しなければならない。
- 第 11 条 立候補者が定員以下であっても信任投票を行い、投票数の過半数をもって当選とする。

第 5 章 開票及び開票所

- 第 12 条 開票所は選挙管理委員会の指定した場所に設ける。
- 第 13 条 開票は選挙管理委員会、顧問教師によって行われる。
- 第 14 条 次の投票は無効とする。
- ・ 正規の投票用紙を用いないもの。
 - ・ 定められた以外のことを記入した場合。
- 第 15 条 記入済みの投票用紙は 2 か月間選挙管理委員会で保管しなければならない。

第 6 章 役員候補者及び選挙人

- 第 16 条 生徒会の会員はだれでも生徒会に立候補することができる。生徒会役員に立候補しようとする者は選挙期日が公示された日から投票日の 7 日以前までにその旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 第 17 条 ひとりで 2 つ以上の役員に立候補することはできない。
- 第 18 条 立候補届け、又は推薦届けを提出しようとする者は、選挙管理委員会の指定した用紙に必要な事項を記入しなければならない。
- 第 19 条 候補者を推薦しようとする者はその候補者のために、生徒会の会員に推薦書を回覧し、又は推薦者が署名を求めることができる。
- 第 20 条 生徒会会員は定員数まで署名することができる。
- 第 21 条 立候補しようとする者で会員の 30 名以上に相当する員数以上の署名のある推薦書を選挙日の 5 日以前までに選挙管理委員会に提出した者のみが選挙管理委員から役員立候補者として公示される。
- 第 22 条 会長を務める意思のある立候補者の中から、有効投票の得票が最も多い候補者を会長当選者とする。また、有効投票の得票が多い順から役員当選者とする。

第23条 もし第22条において同数のときは議会の決選投票によって決まる。

第24条 当選人が決定したときは選挙管理委員会はただちに学校長の承認を経てその旨を公示しなければならない。

第7章 選挙運動

第25条 選挙結果公表後、役員は副会長を互選する。

第26条 候補者は選挙管理委員会が認めた選挙運動を立候補した翌日から投票日の前日までの期間行うことができる。

第27条 選挙管理委員会は候補者の一覧表を校内の全選挙人の見やすい場所に掲示しなければならない。

第28条 候補者は選挙管理委員会の指定した用紙でポスターを作り指定した場所に貼ることができる。

第29条 選挙管理委員会は全候補者の立会演説会を少なくとも1回は開催しなければならない。

第30条 立会演説は候補者のみが行うものとする。

第31条 選挙費の一切は生徒会が負担する。

第32条 選挙運動は候補者を含め有権者の中から最大4名選び行うことができる。

第33条 第25条から第31条までに規定する選挙運動以外の運動は一切行ってはいけない。

第34条 選挙人候補者及び選挙運動員は当選人の決定に影響を及ぼすと考えられる金銭物品などの供与は行ってはならない。

第35条 候補者又は選挙運動員が第7章に規定された選挙運動以外の運動を行ったときはその候補者の氏名は候補者名簿から取り消されるか、あるいはその候補者の選挙は無効となる。

第8章 その他

第36条 役員が何らかの理由で不在になり生徒会執行部の職務に支障が出る場合は次点の者がその役職に就く。次点の者がいない場合は補欠選挙を行う。

第37条 その他については選挙管理委員会が定めるものとする。